

東京都立立川国際中等教育学校管理運営規程

7 国際中等第2号
平成21年4月1日
校長決定
最新改正 令和7年4月1日

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立立川国際中等教育学校（以下、「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭及び主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手職員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

1 部

教務部、生活指導部、進路探究部、国際部、総務部を置く。また、生活指導部内に保健相談担当を置く。

2 学年

第一学年、第二学年、第三学年、第四学年、第五学年及び第六学年を置く。

3 学科

前期課程及び後期課程普通科を置く。

4 教科

(1) 国語科、社会科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、技術・家庭科、外国語科及び情報科を置く。

(2) 国語科、社会科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、技術・家庭・情報科、及び外国語科に教科主任を置く。

5 企画調整会議

6 職員会議

7 教科主任会議

8 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

9 委員会

教育課程検討委員会、教科書選定委員会、学校開放事業委員会、学校保健委員会、学校危機管理委員会、安全衛生委員会、防災教育推進委員会、業者選定委員会、予算調整会議、校内支援委員会、給食運営委員会、アレルギー対応委員会、省エネ委員会、学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム、ＩＣＴサポート委員会、ユースヘルス委員会、学校居心地向上検証プロジェクト、中等20周年附属小完成記念事業準備委員会を置く。

10 学校運営連絡協議会

11 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

12 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、総務部の所掌とする。

13 その他

校長が必要と認めたときは、他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任・保健相談担当代表者及び司書とする。ただし、校長が必要と認めた場合、部及び委員会の代表者を出席させることができる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めた場合は、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他

その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員、非常勤教員、実習支援専門員とする。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めた場合は、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として学期に2回程度開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

8 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付して、副校長に提出する。

(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 教科主任会議

1 目的

教科主任が中心となり、6年間にわたる組織的な教科指導方針、指導内容、達成目標の教科間での共有化を図り、学校全体としての教科指導力向上を図る体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科主任会議を設置する。

2 所掌事項

- (1) 生徒の学力把握、目標達成に向けた指導方法・内容の検討等、教科指導における諸課題の全教科間での共有に関すること。
- (2) 進路指導部との連携に関すること。大学入試情報、模試結果等の共有、及び発信に関すること。
- (3) 教務部との連携に関すること。
- (4) 定期考查及び学習評価の課題の共有と改善方針の検討に関すること。
- (5) 教科指導力の向上を図るために研修計画の作成と実施に関すること。
- (6) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。

3 構成員

校長、副校長、各教科主任、教務主任、進路指導主任とする。

4 開催

定例的な教科主任会議を、月1回開催する。

その他、必要に応じて臨時の教科主任会議を開催する。

5 招集

教科主任会議は、校長が招集する。

第14 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考查及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。
- (9) 生徒の進路目標達成に資する模試や大学入学共通テスト分析及び指導に関するこ
と。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員及び非常勤教員とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年1回）、定期考查前（年5回）、成績評定前（年3回）、OJT関係実施時期（年3回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

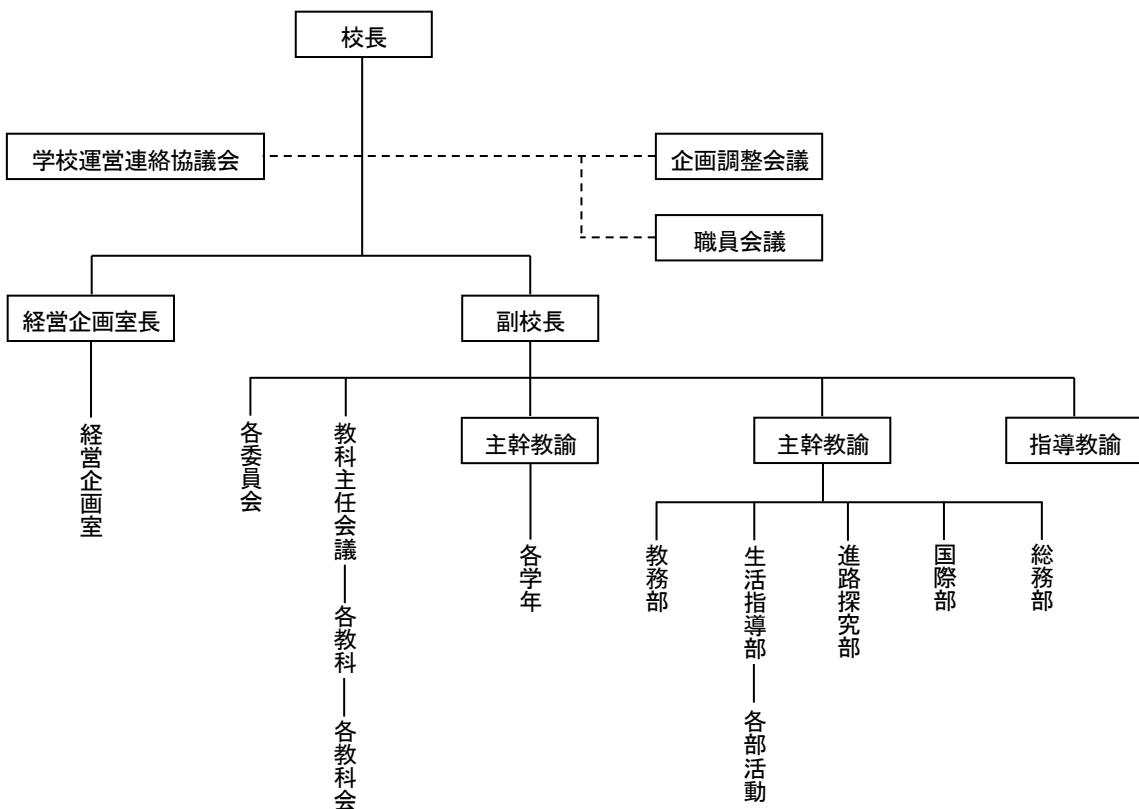
5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校长に、教科会の開催状況を報告する。

第 15 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第 16 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第 17 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第 18 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第 19 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 6 月 16 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。